

高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知競馬場遊具広場整備業務委託

(2) 事業の目的

高知県競馬組合（以下「組合」といいます。）が運営する高知競馬場では、昭和60年の開場以来、初めての大規模な改修工事を進めており、令和3年度はその第2期に当たり、スタンドや廄舎の整備と併せて外構の整備を計画しています。

本件は、この計画の一環として、老朽化した遊具も全面的に更新し、子ども達がのびのびと遊ぶことができる最新かつ発達支援に優れた遊具を整備することで、高知競馬場の魅力の向上を図ることを目的としています。

(3) 事業内容

別添「高知競馬場遊具広場整備業務委託仕様書」に基づき、次のアからウまでの業務を行います。

ア 遊具広場の整備

(ア) 遊具広場レイアウトの作成

対象年齢は0才から小学6年生まで、利用人数は大人と子ども合わせて100人以上とし、年齢に応じたエリアに区分するとともに、親子がふれあい、一緒に遊ぶことのできるレイアウトを作成します。

(イ) 遊具等の調達、整備

(ア)で提案のエリア分けに適した遊具を選定し、調達、整備します。

(ウ) 遊具等の清掃、点検等のマニュアル作成

来場者が安全・安心に遊具等を使用するために、組合管理者（以下「管理者」といいます。）が実施する遊具等の清掃、点検等のマニュアルを作成します。

(エ) 遊具広場保守計画の作成

遊具広場を安全・安心な状態に保つため、遊具等の修繕や消耗品の入替え等の10年間の計画及びランニングコストを算出します。

イ 担当職員との協議、立会い等

必要に応じて組合の担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。

ウ 納品・搬入・整備作業時間についての協議

遊具等納品日は令和4年3月を予定しており、作業時間は原則として午前9時から午後5時までを見込みますが、高知競馬場改修に係る他の工事との調整が必要なため、詳細の日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定してください。

(4) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

2 見積限度額

199,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」といいます。）と次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と組合は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」といいます。）を行うものとします。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みますが、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて組合と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次の(1)から(7)までのとおりとします。

- (1) 公共施設、大型商業施設等において、過去10年（平成23年4月1日から本件公告の前日まで）の間に供用を開始した遊具広場又はキッズスペース（新設又はリニューアル等を問わない。）について整備した実績を有すること。
- (2) 高知県の令和3年度から令和5年度までの競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込時点で、高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

※説明会は終了していますが、説明会に不参加の方で、事業の説明を希望される場合は、14 お問合せ先の担当者までご連絡ください。

- (1) 日程
令和3年9月6日(月)10時30分から90分程度
- (2) 場所
高知県競馬組合事務所2階会議室（高知県高知市長浜宮田2000番地）
- (3) 説明会に出席する場合について
別紙1により、令和3年9月2日(木)17時までに、電子メール（送信先アドレス：m.inoue@keiba.or.jp）でお申込みください。なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加としてください。
- (4) 説明会を欠席する場合について
欠席する場合についても、別紙1を提出してください。なお、説明会への出席は本プロポーザルの参加要件ではありません。また、欠席したとしても審査には

影響はありません。

7 質疑と回答

質疑は、令和3年9月16日(木)17時までに別紙2により郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール（送信先アドレス：m.inoue@keiba.or.jp）で受け付けます。電子メールによる場合は、必ず電話（088-841-5123）により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和3年9月21日(火)までに高知競馬公式ホームページ（<http://www.keiba.or.jp/>）に掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、プロポーザル参加申込書（別紙3）及び法人概要書（別紙4）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって必要な提出書類、提出期限等、資格要件の確認及び資格要件が満たなかつた者に対する理由説明は次の(1)から(4)までのとおりとします。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（別紙3）
- イ 法人概要書（別紙4）
- ウ 法人の納税証明書
- エ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 公共施設等における遊具広場又はキッズスペースの整備実績（任意様式。契約の相手方及び契約金額を記載してください。）

(2) 提出期限等

- ア 提出方法
郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）
- イ 提出期限
令和3年9月24日(金)17時（必着）
- ウ 提出先
〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
高知県競馬組合事務局総務企画課
担当者 井上
電話 088-841-5123

(3) 資格要件の確認

提出先の事務局総務企画課において、提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和3年9月28日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかつた者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかつた者に対しては、満たなかつた旨及び満たなかつた理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により管理者に対して資格要件を満たさなかつたことについての説明を求めることができます。
- イ 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザルに関する企画提案書作

成要領のとおり。

10 審査

別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査要領のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和3年11月22日(月)に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

日程	内容
令和3年8月27日(金)	募集要領の公示
令和3年9月2日(木)	説明会参加申込締切
令和3年9月6日(月)	説明会
令和3年9月16日(木)	質疑書提出締切
令和3年9月21日(火)	質疑書への回答期限
令和3年9月24日(金)	参加申込書提出締切
令和3年9月28日(火)	参加資格要件確認通知
令和3年11月1日(月)	企画提案書提出締切
令和3年11月上旬～中旬	審査委員会(プレゼンテーション)
令和3年11月15日(月)	解体作業終了
令和3年11月22日(月)	審査結果通知
令和3年11月26日(金)	契約締結
令和3年11月29日(月)	着工
令和4年3月31日(木)	検査、引渡し

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(組合内及び審査委員会での使用に限ります。)。
- (3) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第6条第1項第3号の規定を参考に非開示となりますことから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に同条例を参考に組合が客観的に判断するものとします。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14 お問合せ先

高知県競馬組合事務局総務企画課 井上

住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

電話：088-841-5123

電子メール：m.inoue@keiba.or.jp

15 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の組合との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次のアからウまでに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、組合職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合